

大東文化大学同窓会会則

第一章 総則

(名 称)

第1条 本会は、これを大東文化大学同窓会と称する。

(本部事務所)

第2条 本会の事務所を、東京都板橋区高島平1丁目14番2号に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、大東文化大学の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会では、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 会員名簿及び会報の発行
- 二 母校の振興発展に協力
- 三 研究会、討論会、講演会等の開催
- 四 学生支援の為の事業
- 五 前各号のほか、本会の目的達成に必要な事業

第三章 会員及び組織

(会員及び準会員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる者を会員とする。

- 一 大東文化大学の各学部、大学院及び専攻科を卒業（終了）した者
- 二 大東文化学院、大東文化学院専門学校の本科及び高等科を卒業した者
- 三 前各号の規定にかかわらず、一号、二号の学校に在学したことのある者で会員の推薦に基づき、代議員会の承認を得た者
- 2 大東文化大学の学部、大学院及び専攻科に在学中の学生を準会員とする。

(支 部)

第6条 本会の支部は、都道府県に1支部を置く。但し、行政区画及び卒業学部その他、特殊事情により別に支部を置くことができる。なお、必要に応じ、海外に支部を設けることができる。

- 2 会員は、いずれかの1支部に所属するものとする。

第7条 前条により卒業学部、その他特殊事情に応じて支部を設ける場合には、同一卒業学部等について、1支部とする。

- 2 前項による支部の設置については、所属支部会員が100名以上で、会則第27条に定める会費を納入しているものとする。

(支部総会)

第8条 支部総会は年1回開催する。但し、3年以上支部総会が開催されない場合には同窓会長が支部総会を招集することができる。

(支部の設置及び支部規約の変更)

第9条 支部を設置しようとするときには、支部規約案、支部役員及び会員予定者の名簿を添えて会長に申請し、代議員会の承認を得るものとする。

- 2 支部規約を変更したときには、会長に報告するものとする。

第四章 役員、代議員及び顧問

(本部役員)

第10条 本会には次の本部役員（以下役員という）を置く。

- 一 会 長
- 二 副会長
- 三 幹 事
- 四 監 事

- 2 役員の人数は、会長 1 人、幹事 17 人、監事 2 人の総計 20 人とする。
ただし、副会長は会長が幹事 17 人中より 3 人以内を選出し、会長が幹事会に諮りこれを選任する。
- 3 本会には 5 人以内の常任幹事を置く。

(役員の選任)

第 11 条 本会の役員は、次項の定める選出手続きにより代議員会においてこれを選任し、総会に報告する。

- 2 前項の役員の選挙手続きは、別の規程による。
- 3 常任幹事は、幹事の互選により選任する。

(役員の任期及び補充)

第 12 条 役員の任期は 3 年とする。但し、再任されることができる。

- 2 役員（会長を除く）の選出後 6 ヶ月以内に欠員の生じたときには、次点得票者を繰上げ補充することができる。
- 3 補充による任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了の後でも後任者が選任されるまではその職務を行う。

(支部役員)

第 13 条 支部には、支部長及びその他 3 名以上の役員を置くものとする。

- 2 支部役員の選任、任期等については、支部規約によるものとする。
但し、支部役員は会則第 27 条に定める会費を納入しているものでなければならない。

(報告義務)

第 14 条 支部長は、毎年 3 月末日までに、支部長並びに支部役員の氏名、支部運営の状況等を所定の報告書で本部に報告するものとする。

(代議員)

第 15 条 本会の代議員は 150 名以内とする。

- 2 代議員は、会員の意志を代表し、代議員会を構成する。
- 3 会長、副会長、幹事、監事及び支部長は代議員を兼ねる。

(代議員の選出)

第 16 条 支部（第 7 条の定めにより設置された支部を除く）は、当該支部に所属する会員のなかから支部総会の議を経て代議員を選出し、会長に報告するものとする。

- 2 前項による代議員の数は、所属会員数 50 名につき 1 名の割合とする。但し、この会員数は、前年度の 3 月 31 日現在において会則第 27 条に定める会費を継続 3 年度分納入、もしくは一括納入している会員の実数とする。
- 3 1 項の選出にあたっては、会則第 27 条に定める会費を納入している者でなくてはならない。

(代議員の任期)

第 17 条 代議員の任期は、これを 2 年とし、第 16 条 2 項の定めによる代議員はこれを 1 年とする。
但し、再任されることができる。

- 2 代議員に欠員が生じたときには補充するものとする。但し、任期は前任者の残任期間とする。
- 3 代議員は、任期満了の後でも後任者の選任されるまで、その職務を行う。

(顧問・客員及び名誉会員)

第 18 条 本会には、顧問・客員及び名誉会員を置くことができる。

- 2 顧問は、この会の役員の職にあった者及び学長の職にあった者のなかから会長の推薦と、代議員会の決議とを経て会長が委嘱する。
- 3 客員は、大東文化大学の教職員並びに本会の発展に功労の有った者のなかから会長の推薦と、代議員会の決議とを経て会長が委嘱する。

- 4 顧問及び客員は、代議員会及び幹事会に出席し意見を述べるができる。然し、決議に加わることはできない
- 5 顧問及び客員は、特別の事情のある場合のほかは終身在任とする。
- 6 名誉会員は、大東文化学園現任理事長及び大東文化大学現任学長とし、代議員会においてこれを承認し、総会に報告する。

第五章 役員会、常任幹事会、委員会、代議員会及び総会

(役員会)

第 19 条 本会に、役員会（以下幹事会という）を置く。

- 2 幹事会は、役員をもって組織する。
- 3 幹事会は、必要に応じて会長がこれを招集する。
- 4 幹事会は、会長が議長、副会長が副議長となり、本会の事業その他、運営上に必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第 20 条 本会に、常任幹事会を置く。

- 2 常任幹事会は、会長、副会長及び常任幹事をもって組織する。
- 3 常任幹事会は、必要に応じて会長がこれを招集する
- 4 常任幹事会では会長が議長となり、業務上の必要事項について協議する。

(委員会)

第 21 条 本会には、必要に応じて幹事会の議を経て委員会を置くことができる。

- 2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は幹事会で定める。

(役員の職務権限)

第 22 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときには会長のあらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 幹事は、本会の事務を分担して行う。
- 4 監事は、本会の業務と会計とを監察する。
- 5 監事は、幹事会に出席して意見を述べるができる。

(代議員会)

第 23 条 本会は毎年原則として 5 月に定期代議員会を開催する。

- 2 定期代議員会は、幹事会の議を経て会長がこれを招集する。
- 3 臨時代議員会は、会長の必要ありと認めたときには幹事会の議を経てこれを招集する。
- 4 代議員の 3 分の 1 以上が、会議に付議すべき事項を示して代議員会の招集を請求された場合には、会長は遅滞なくこれを招集しなくてはならない。
- 5 代議員会の招集は、会日の 2 週間前までに通知しなくてはならない。但し、緊急を要するときには通知期間を短縮することができる
- 6 代議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各 1 名により行う。
- 7 代議員会は、この会則の別に定めることその他、次の事項を審議する。
 - 一 事業年度の事業報告及び決算報告の承認
 - 二 事業年度の事業計画及び予算の決定
 - 三 会則の改正、規程の制定、改廃
 - 四 役員の選任
 - 五 その他
- 8 代議員会は、代議員の 2 分の 1 以上の出席がないと、会議を開くことができない。
- 9 代議員会の議事は、特別の定める場合を除くほか、出席代議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 10 代議員は、書面により出席代議員（代議員代理を含む）に委任し、その権限を行使することができる。

- 11 代議員は代議員会に出席できない場合、当該支部役員の推薦によりその支部内の者に限り、会費納入者の代議員代理を出席させることができる。

(総 会)

第24条 本会は毎年原則として5月に定期総会を開催する。

- 2 総会は、会員をもってこれを構成する。
- 3 定期総会は、幹事会の議を経て会長がこれを招集する。
- 4 臨時総会は、幹事会の議を経て会長の必要だと認めたときにこれを招集する。
- 5 総会は、会長が幹事会の議を経て会日の2週間前までに会員に周知させる方法によりこれを招集する。然し、緊急を要するときには周知期間を短縮することができる。
- 6 総会の運営は、その都度選任された議長及び副議長各1名で行う。
- 7 総会に、次の事項を報告する。
 - 一 新役員及び新支部長・新代議員の紹介
 - 二 事業年度の事業報告及び決算の報告
 - 三 事業年度の事業計画及び予算の報告
 - 四 その他

(議事運営)

第25条 代議員会及び総会の議事運営に必要な事項は、本会則のほか、別に定める。

第六章 会 計

(経費の支弁)

第26条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(会 費)

第27条 本会の会費は年額4,000円とし、第5条の会員になったときから毎年3月31日までに納入するものとする。

- 2 満60歳に達した会員は、前項にかかわらず終身会費として30,000円を一括納入することができる。但し、本項改正以前の規定により納入した終身会費納入者は有効とする。
- 3 準会員のうち学部学生の会費は、年額2,500円とし、入学時に4ヶ年分一括納入するものとする。但し、分割納入することもできる。
- 4 大学院及び専攻科の学生は、前項に準じて終了までの期間分を一括納入するものとする。但し、大学院生は分割納入することもできる。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算、決算及び会計処理)

第29条 本会の予算及び決算は、代議員会の承認を経て、総会に報告するものとする。

- 2 前項決算の承認及び報告に当たっては監事の意見を付さなくてはならない。

(会費の代理徴収及び会費の還付)

第30条 支部は、当該支部会員の会費を一括まとめて納入することができる。この場合、支部は同時に納入者名簿を本部に送付するものとする。

- 2 前年度会費納入者数1名あたり500円を支部経費として還付し、支部会員の会費10名以上を一括まとめて納入した支部には、納入者名簿に基づき1名あたり1000円を支部経費として還付する。
終身会費納入者は納入した年度に限る。
- 3 当該年度総会が開催されないときは、前項の還付は行わない。

第七章 準 会 員

(資 格)

第31条 大東文化大学の学部、大学院及び専攻科に入学した者は、この会の準会員となる。

(準会費の納入)

第 32 条 準会員は、会則第 27 条に定める会費を納入する。

(準 会 員)

第 33 条 準会員のなかから総会に学生自治会の代表者を出席させることができる。

2 前項の代表者の数は、若干名とする。

3 代表者は、総会において意見を述べるることができる。

(準会員への還元)

第 34 条 会費を納入した準会員へは同窓会報を送付する。

2 新入生歓迎会・六月祭・大東祭・その他学生活動へ支援する。

第八章 事 務 局

(事務局)

第 35 条 本会の事務を処理するため、本部に事務局を設け、事務局長と事務職員とを置く。

2 事務局長と事務職員とは、会長が幹事会にはかり、これを委嘱する。

3 本会の事務に関する諸規程は、この会則のほか、別に定める規程によるものとする。

第九章 雑 則

(会則の変更)

第 36 条 この会則を変更するときには、代議員会で出席代議員の 3 分の 2 以上の決議を要するものとする。

(届 出)

第 37 条 会員は、氏名、住所、職業及び勤務先を変更したときには、本部に届け出るものとする。

(非常時の対応)

第 38 条 本会の運営が阻害されるような重大な事件・事故・災害等が発生もしくは発生が予想されると会長が認めた場合、会長は第 20 条の常任幹事会の議を経て本会が主催する会議・行事等について、実施の延期、中止、または代替手段への変更を指示することができる。

2 前項の措置が取られた場合において代議員の承認や決議を要するものについては、代議員会もしくは臨時代議委員会の開催を待たずに書面郵送またはその他の方法を用いてこれを行うことができる。

3 前項の措置によって承認・可決された内容の一切については、通常開催される代議員会での決議に何ら変わらず同等の効力を有する。

4 役員選挙実施の如何については別に定める規定による。

(付 則)

昭和 2 年 3 月 制 定

昭和 26 年 12 月 2 日 一部改正

昭和 28 年 3 月 一部改正

昭和 30 年 5 月 15 日 一部改正

昭和 35 年 9 月 17 日 一部改正

昭和 56 年 7 月 1 日 一部改正

昭和 59 年 6 月 3 日 一部改正

昭和 61 年 11 月 16 日 一部改正

平成 5 年 11 月 28 日 一部改正

平成 11 年 6 月 6 日 一部改正

平成 12 年 5 月 28 日 一部改正

平成 14 年 5 月 18 日 一部改正 平成 15 年 4 月 1 日施行

平成 19 年 5 月 27 日 一部改正

平成 22 年 5 月 30 日 一部改正

平成 25 年 5 月 26 日 一部改正

令和 7 年 5 月 25 日 一部改正